

遺産と計画との間

Between Heritage and Planning

平澤 毅（奈良文化財研究所） HIRASAWA, Tsuyoshi
(Nara National Research Institute for Cultural Properties)

1. 「遺産」という現象、「計画」という意思

遺産とは所与のものではないと繰り返し述べたい¹⁾。

「遺産」とは、それを守り継ぎたい人びとの中にある経験と意味から生じるものであって、その価値は「遺産」と呼ばれる対象そのものに内在するものではなく、その対象とそう望む人びとの間に生じる現象である。遺産価値 heritage values は、諸々の経過の中で、さまざまなステークホルダーと集団に帰属し、変容していく。そして、その主張は、守り継ぐということと密接に関係している点で、過去とも未来とも繋がっている。

ここでは、研究集会での議論など踏まえつつも、少し違った論点を加え、将来（未来）との関わりも強調して、変化のなかにある「計画」ということを考えてみたい。

(1) 「遺産」という現象

近年、活発に議論される「遺産」概念の深化と多様化には、それまで培われてきた種々の論点が反映されるものの、古い何か、あるいは、古くからの何かを理想的な状態に保ちたいという態度は依然としてこの分野全体の雰囲気支配していると言ってよい²⁾。なかでも、対象を物的実体として捉える場合、その維持が遺産保護そのものであるというスキームは、重要な出発点である。しかし、今日において、文化的景観の保護は、物的実体の維持そのもののことではないことが相当に共有されてきたし、過去に終始した物的実体を中心と思われがちな遺跡にあっても、遺構や遺物、その空間を学術的に評価し維持するだけでは、社会の中にその保護を容易に実現できないことは、この半世紀の経験に学ぶことができる。

しかも、物である限りにおいて、それらは長い年月において永久不変では有り得ないので、変化を想定しない理想像はことごとく挫折することになる。

遺産保護の基本的なスキームは、19世紀後半から20世紀を通じて世界中を広く覆った近代化、そして、種々の武力紛争などによって生じた物的実体の破壊などが人類の心性に及ぼす影響に鑑み、その保持ということに付託することに始まったと見てよい。私たちがいま、「遺産」と呼んでいる多くの対象は、かつて、さまざまな人間活

動において、特別に包括的名称を付与せずとも、生み出され、変化し、やがてその多くが消えつつも、一部は受け継がれるというダイナミズムのもとにあった。それらがドラスティックな社会的変化や暴虐的事件の中で、急速にかつ大量に壊され、失われつつあるものがあること、あるいは、新たな時代において見過ごされるもの、忘れられるものがあることに一部の人びとは反応し、動揺し、或る種のショックを受けた経験から、いわば、緊急避難的に名称³⁾を付与し囲い込んで、変容し続ける社会のダイナミズムから一定程度切り離すことによって、それらの評価・保護・継承を図ろうとしてきたのである。

やがてそうした経験の積み重ねの中で、それまで思いも寄らなかった対象にも同様の命題が当て嵌まることに接して裾野を広げ、いまや、人工と天然、有形と無形、動産と不動産の遺産のすべては密接な連環のもとに有機的一体を成しているとの観点にまで到達してきた。

そのような運動は、或る観点からは極めて大きな成果を生み出してきたことは間違いないとしても、いまに至る経過から考えれば、遺産は一部の人びとの管理下にあつて、社会を構成する人びと（それまで社会の中でそれらとさまざまな関係を有してきた集団に属する人びと）との関係を変質させてきた側面もあることは否めない。

一方、近年の世界遺産戦略（the 5Cs⁴⁾）においては、コミュニティの役割が極めて重視され、また、日本においても「歴史文化基本構想」などに見られるように、地域社会の中で如何にして遺産を生かすかということは、今日すでに一般的な議論の前提となっているとしても過言ではあるまい。こうした動向は、消滅の危機から保護するためにいったん社会の荒波から遠ざけた遺産について、社会との密接な繋がりを欠いては本当の意味で将来に生きることができないという認識と、それを支える姿勢が普及してきたことによるものと言える。

そうしたコンテキスト context のなかで私たちが気になっているのは、遺産そのものというよりも、「遺産」との関わりによって感じられる、そして、いまの私たちが生きる暮らしに至る、文化の「履歴」とも言うべきものではないだろうか……と考えてみる。

(2)「計画」という意味

「計画」plan / planningということについて、今日に見られるさまざまな辞書的意味を集合的に示せば、

ある物事を行うに当たって、あるいは、行うために、(前以て、あらかじめ、)方法や手順〔(作業・行動等の)順序・段取り〕などを考え企て、予定を立てること。その企ての内容。はかりごとを立てること、物事の仕組みを立てること。

のように表現できるのではないかと考える⁵⁾。

現代社会における「計画」ということについては、こうした一般的な説明以上に、さまざまな整理があるが、たとえば、組織や事業の経営的観点からは、定められた目標や目的を達成するための効率性と密接に関連している。すなわち、種々の与条件のもとで、いつまでに、どのようなことを、どのように達成するのかを内容とするのを基本とする「計画」には、いわゆる“無駄”を低減し、コストの有効な投入によって諸々のタスクの実効性を高め、また、その従事者の意欲を亢進させ、疲弊を回避することなどで、生産性を向上することが求められる。

一方、計画には、その主体と対象、範囲や特質、そして種々の制約によってさまざまな仕立てがあり得る。しかし、いずれも現在よりも先のことについて言及するものであることは間違いない。そこには、必ず、現在から未来への時間の流れがある。時間の流れに加えて、計画の立案・実行に際して無視できないのは、私たちを取り巻く諸条件である。高度経済成長期の経営革新に貢献する新しい管理方法としてPERT / CPM⁶⁾を紹介した加藤(1965)は、計画考察の中心には必ず「時間軸」が通っており、また、計画要素として登場してくる諸条件が複雑に絡み合って生じる「関係網」を検討し、選択し、順応し、調和させる必要性の観点から、「計画とは、われわれを取り巻く関係網の中から、特定の事象にまつわる関係を抽象し、これを時間軸に中心をおいて分析検討した行動の指針である。⁷⁾」としている。

このような計画の考え方は、遺産に関わるさまざまな取組実践の場面、たとえば、遺産を構成する諸要素の修理、防災のための設備や管理・公開のための施設の整備などの工事施工を伴う場合や、イベント開催などの期日が設けられている事業において、その有効性を発揮する上で極めて重要なものであると言えるが、遺産を考える場合の「計画」には、いつまでに何をどれだけ造ればよいというような目標とは別の価値観が含まれてくる。

「遺産」に関する取組の目標とは何かという問いに対して、その保護・継承であると言えば、ごく当たり前と思われるかもしれない。それは、「遺産」を永続的に毀損、

衰亡、破壊、滅失等の危険から遠ざける取組であると。

しかし、期限を設けず将来にわたり際限無く遺産の保護・継承を実現し続ける取組とはいったいどのようなものであろうか。それは、「計画」できるのであろうか。

たとえば、1972年に採択された世界遺産条約の第5条には、条約締約国が自国の領域内に存在する(条約上の理念から顕著な普遍的価値を有する)文化遺産及び自然遺産の保護等のために効果的かつ積極的に措置すべき事項の筆頭に、「文化遺産及び自然遺産に対し社会生活において役割を与え、これらの遺産の保護を包括的な計画策定プログラムに統合することを目指した一般的政策を採用すること⁸⁾」と規定されている。

遺産の保護は、その存続危機の回避が基本である。したがって、一般的政策⁹⁾の各場面¹⁰⁾において、その危機を回避する工夫が組み込まれれば、その時点での目標達成の期待度は高まることになる。一方で、そのような場合であっても、遺産は、遷移し続ける社会との関係で、絶えず価値観の揺らぎの中に置かれている。

遺産を、これまで遺ってきたように、あるいは、これまで継がれてきたように永く将来に伝えていきたいと考えるときには、目の前にあるさまざまな問題を緩和していかなければならない。そこには諸々の種類の投資が必要となるが、それらの投資が得られるか否かは、その時々原資の諸元を掌握しているさまざまなステークホルダーの許容度の範囲にあるかどうかによる。また、「遺産」として扱う限りにおいて、理念的には、次世代のみならず、その先の幾世代にもわたって永続的に保護し、継承していくことが、遺産に係る計画、あるいは、そのマネジメントの根底に据えられるべき目標となる。したがって、「遺産」の計画は、いま現に「遺産」に取り組んでいる私たちのすべてがいなくなった後も含めた長期間にわたるロードマップの議論にも耐えられるよう考慮されるべきものと言える。しかし、私たちがこれまでの1世紀の経験から学んできたように、対象そのものの間で私たちが築く関係のパラダイム・シフトから逃れることはできないようにも思われる。そういうことを思うと、果たして、私たちは、そういう対象に対して、どのような「計画」を立てられるのかと、また考える。

そこで強調したいのは、「計画」に示す考え方や姿勢の道筋である。そして、それが「計画」過程において、どのように形成され、合意されてゆくのかということである。それは、私たちが対象化して呼称する「遺産」からの視点ではなく、「計画」する中で築いていく「遺産」という文化の形成・持続・継承などに関する私たちの意思そのものの問いとして検討されなければならない。

2. 計画のスキームと文化遺産

技術革新に支えられたインフラストラクチャーその他施設の建設は、大量輸送や時間短縮による流通の促進、商業の興隆、社会の基盤を成すエネルギー供給、災害による損失の低減、情報通信の高速化による利便性の向上、そして、安全性や快適性の確保などに大きく貢献し、私たちの暮らしを豊かにするものと考えられている。私たちのほとんどは、現代社会に暮らす限りにおいて、どのような思想や信条を持っていたとしても、多かれ少なかれその恩恵に与っていることは間違いないと言ってよい。

それらの事業的評価は、一般に、経済性を中心とした利益と損益のバランスシートによって示される。どんなアドバンテージ（あるいは、プロフィット）が増大し、どんなディスアドバンテージ（あるいは、リスク）が減少するのか。それが個別事業の計画に求められる命題である。一方、私たちが取り組む「遺産」は、多くの場面において、そうした計画スキームに支えられる開発事業の外側にあって、不測の変更をもたらす外的要因のひとつであり、調整される対象として取り扱われてきたと言える。そうした中で、失われたりすることが「遺産」の気づきの契機であったわけであるが、一方、今日において、大方それは「遺産」を保護するという計画とのコンフリクトに過ぎないものであるとも言える。そうした観点から必要と考えられるのは、対象価値の捉え方の多様性とそこに関わるさまざまなステークホルダーの主張を包括的に取り扱うことのできる「計画」である。それは、調整のプラットフォームとしての「計画」と言える。

田村（1977）は、「都市の計画」を論じるにあたって「計画」の機能について論じ、《人間に行動させ意欲させるのは、機能や数量の問題だけではない。むしろ計画は人間の生そのものから生まれてくるもの、文化的社会的政治的構造から生まれてくる要素がきわめて大きいのである。》として、最適手段追求機能に加えて目的設定機能の重要性を述べ、両機能の弾力的相補性によって、よりよい目標と手段が得られることを強調した。また、「非物的計画（する計画）」と「物的計画（作る計画）」について論じ、その基本は「何をするか目的を立てること（目的設定機能、目的の計画）」と「目的をよりよく実行するための手段、方法を立てること（最適手段追求機能、プロセスの計画）」にあるが、特に「物的計画（作る計画）」においては「目的の最終の姿を描くこと（形態設定機能、形態の計画）」が最も重要なものであるとした。一方、《我々はさまざまな場や状態の中にいる。》として、これら2つの計画とは異なる次元にある「場の計画」の検討

を取り上げている。それは、多目的多数主体の計画であって、ひとつの場から、別のある場を計画し、また、そこに到達するプロセスを計画するものであり、最も典型的でかつ総合的な「場の計画」として「都市の計画」を位置付けている¹¹⁾。都市はしばしば生命体に譬えられ、成長することが指摘されるが、多目的多数主体の運動をそのままにしても、ホメオスタシスを備えた私たち生物のように無自覚的に自らを統御することはない。したがって、都市において、それが都市として生き続けることができるように必要なのが「計画」であると言える¹²⁾。

このような「場の計画」は、都市計画学のみならず造園学や景観工学でも設計designとの関係を視野に入れつつ取り組まれ¹³⁾、具体的な物的計画を作業課題の出発点とする建築や土木などの分野を含め活発に検討されてきた¹⁴⁾。私たちが取り組む「遺産」も社会の中にあってはじめて存在する以上、このような「場の計画」の発想に立ち、その仕組みを整え、実施していく必要がある。

日本における法律体系下の個別法において、「計画」をその名称に含む「都市計画法」、「国土形成計画法」、「国土利用計画法」、「社会資本整備重点計画法」などのそれぞれに「計画」の規定があるのは当然であるが、その他の保存・保護・保全系の法律においても、その目的を果たすための「計画」が条文において規定されているのは一般的であると言ってよい¹⁵⁾。これらの「計画」規定では、計画主体もそれぞれで、策定が義務付けられているものから、いわゆる「できる」規定のものまでであるが、私たちがいまここで最も関心を払っている文化遺産を日本において取り扱うべき「文化財保護法」には、その保護事業実施のための「計画」に関する規定条文すら無いということには、改めて注目すべきであると思う¹⁶⁾。

現状、そのようになっていることの背景は、文化財保護法の成り立ちに窺うことができると考えられる¹⁷⁾。その経緯から、同法の対象として文化的重要性の観点から規定される「文化財¹⁸⁾」は、形態・規模・性質等の点において極めて多様であり、同種に規定される文化財についても所有・管理の在り方は極めて複雑な状況を呈している。一方、ほとんどの保存・保護・保全系の法律の対象は、そもそも諸問題解決の計画論的観点から規定されているものと考えられ、当然それらの制度は「計画」を軸に設計されたものと言える。開発と保全のコンフリクトは、それぞれの「計画」間の調整によって合理的な協議・調整の場を準備することができる。しかし、「文化財」の方では法律に規定する計画のスキームが無いので、他の行政分野にとっては、その取扱いに相当に困る部分があるのかも知れない……そういうことは無いだろうか。

3. 文化遺産の計画

現在の文化財保護法が、計画を定め実施することを制度の骨子としていないとしても、それは文化財の保護において計画スキームが必要ないことを意味するものではない。物的存在としての文化財を取り扱うには継続的に修理を必要するし、当然のことながら、守り継ぎたいと考える価値に応じて、目標とする状態とそこに至る手順・方法は計画されなければならない。一方、物的状態を維持するだけでは、文化財保護は実現しないことはすでに述べたとおりである。変化する社会において文化財を生かし続けるには、本質的な特性を保持しつつ、常に新たな命を吹き込み、私たちとの関係を生きたものとして成長させていく必要もある。そうしたことを視野に入れながら、また、時代の流れに応じるかたちで、文化財においてもいくつかの計画スキームが検討、実践されてきた。

(1) 史跡等の計画

修理以外において、文化財の敷地を計画する取組の嚆矢は、明治時代以来、城跡や旧大名庭園を公園として整備することに見られるが、文化財保護分野においては、昭和40年代からの史跡整備事業、あるいは、「風土記の丘」事業などの検討と、それらの国庫補助事業メニュー創設を背景として本格的に始められるようになった¹⁹⁾。

高度経済成長期にあつて、次々と発見され指定保護を措置されていた考古学的遺跡について、公有地化によって保存するという施策が講じられつつあった。しかし、公有地化された土地の管理が行き届かないことなどもあり、そうした遺跡の重要性を伝え、社会に活かすための方策が検討されるなかで、遺跡を公園のように整備して公開することが検討された。当初、遺構を保存し、表現と解説を加える設計計画が中心であったが、情報提供のための付属施設や復元展示の手法などを組み合わせ、いわゆる「ふるさと歴史の広場」事業が始まった平成以降には、活用を重要な柱に据えて、事業実施の目標と整備事業の全体的見通しなどを検討する基本計画を策定することに加え、実施した事業に関する記録としての報告書を作成・公表することも定着してきた。

一方、記念物行政では、行政事務の迅速化等を図るため、現状変更等の取扱い基準を含む保存管理計画の策定を促進し、都道府県への許可事務の権限委任を推進して、昭和48年度からは史跡等の管理団体²⁰⁾である地方公共団体を補助事業者として国庫補助事業を創設した²¹⁾。当初、現状変更等の取扱い基準を定めることが中心であった保存管理計画であるが、今日的な保存管理計画の構造については、①保存管理（史跡等の本質的価値を次世代

へと確実に伝達するための「保存管理」に関する分野）、②整備活用（その延長上にあることとして、適切な保存管理に対する地域住民の合意を形成していく上で必要となる当該史跡等の将来像の概要を示した「整備活用」に関する分野）、③運営及び体制（①及び②を一体として確実に進めて行く上で必要となる「運営方法」や、それを円滑に進めるための「体制整備」に関する分野）の3つの分野から全体を構成すべきことが示されている²²⁾。

特に、平成16年3月付け『史跡等整備のてびき ―保存と活用のために―』の公表以来、今日、遺跡整備の分野では、この保存管理計画策定から、整備基本構想、整備基本計画、整備基本設計、整備実施設計、さらには、活用計画、運営計画などの非物的計画の検討と実施、そして、整備報告書の作成・公表までを事業全体の計画スキームとするのが一般的になっている。

(2) 伝統的建造物群の計画

昭和50年に創設された伝統的建造物群の保護制度は、都市計画制度上の枠組み²³⁾等と関連して市町村が当該管区において決定した伝統的建造物群保存地区から特に重要なものを選定する保護スキームである。伝統的建造物群の計画については、この「選定」という法的処分の要件として、「重要伝統的建造物群保存地区の選定の申出に関する規則」（昭和50年9月30日付け文部省令第32号）により提出する選定申出書に「文化財保護法第144号第1項の規定による選定の申出に係る伝統的建造物群保存地区の保存計画（「伝統的建造物群保存地区保存計画」）²⁴⁾」の事項を記載することとされている。

(3) 重要文化財（建造物）の計画

重要文化財（建造物）の分野では従前からの検討等²⁵⁾を踏まえつつ、平成11年3月24日付け庁保建第164号各都道府県教育委員会教育長宛て文化庁文化財保護部長通知「重要文化財（建造物）の活用について」により、「重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針」を示し、別紙に『重要文化財（建造物）保存活用標準計画の作成要領』を添付して、所有者及び管理団体に周知した。

これ以降、保存活用計画策定の実践が重ねられてきたものの策定実数はそれほど多くはなかったが、平成25年度にその策定経費や当該計画に基づく施設・設備の設置経費に国庫補助事業メニューが創設されてからは所有者等の策定事例が増えてきた²⁶⁾。「重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針」第7項には、計画の内容として「保存活用計画は、保存管理、環境保全、防災、活用に係る各計画及び保護に係る諸手続きを定めたものからなり、原則としてこれらのすべてを含む総合的な計画として策定するものとする。」と規定されている²⁷⁾。

(4) 文化的景観の計画

平成16年に創設された文化的景観の保護制度は、景観法上の措置である景観計画制度と連動し、同法の規定に基づく景観計画区域又は景観地区にある文化的景観であって、文部科学省令で定める基準に照らして当該都道府県又は市町村がその保存のため必要な措置を講じているもののうち特に重要なものを選定する保護スキームである。文化的景観の計画については、伝統的建造物群保存地区の場合と類似して、この「選定」という法的処分の要件として、「重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則」（平成17年3月28日付け文部科学省令第10号）により提出する選定申出書に「文化財保護法第134条第1項の規定による選定の申出に係る文化的景観の保存計画（「文化的景観保存計画」）」の事項を記載することとされている。一方、伝統的建造物群の保護制度と異なるのは、この「文化的景観保存計画」の記載事項が、同省令において規定されている点にある²⁸⁾。また、文化的景観保存計画の策定に当たっての留意事項²⁹⁾に、計画の前提として、文化的景観の価値を評価し適切な措置を検討するための調査を求めていることも特徴的である³⁰⁾。

(5) 歴史文化基本構想

歴史文化基本構想は、従前からの取組を踏まえつつ³¹⁾、平成19年10月30日付け文化審議会文化財分科会企画調査会報告書³²⁾に示された提言³³⁾に基づき実施されている具体的な方策であり、近年、文化庁が文化財行政施策の柱のひとつとしている計画スキームである。文化庁では、平成20年度から22年度にかけて「文化財総合的把握モデル事業」を実施して、最終年度にさまざまな観点からテーマを立てた報告会を各地で開催し³⁴⁾、成果実績の多様性を総括しつつ、平成24年2月には『「歴史文化基本構想」策定技術指針』を公表した³⁵⁾。

地域主体の文化財の保存・活用を促進する歴史文化基本構想の基本的な考え方³⁶⁾は以下のとおりである。

【定義】 地域に所在する文化財を、指定・未指定にかかわらず幅広く捉えて、的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて、総合的に保存・活用するための構想

【策定方針】

- ①文化財保護施策を、一貫性を持って推進する。
- ②未指定文化財を視野に含め、文化財保護施策の充実を図る。
- ③文化財とそれをとりまく環境の一体的な保全を図る。
- ④個々の文化財の価値や性質を十分踏まえる。
- ⑤文化財保護に関する情報を、多くの関係者と共有する。

【対象範囲】 「歴史文化」とは、文化財とそれに関わる様々な要素とが一体となったものを指す。文化財に関わる様々な要素とは、文化財が置かれている自然環境や周囲の景観、文化財を支える人々の活動に加え、文化財を維持・継承するための技術、文化財に関する歴史資料や伝承等であり、文化財の周辺環境と言い換えることができる。

この「歴史文化基本構想」については、従前、「文化財総合的把握モデル事業」によって検討された事例のほかは策定例が限られていたが、平成27年度の「文化遺産を活かした地域活性化事業³⁷⁾」においては、従前の調査事業支援³⁸⁾に加え、「歴史文化基本構想策定支援事業」を組み込むことが検討されている³⁹⁾。

(6) 歴史的風致維持向上計画

歴史的風致維持向上計画（当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に関する計画）は、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律⁴⁰⁾」（平成20年5月23日法律第40号；通称「歴史まちづくり法」）第5条第1項の規定に基づく法定事業計画で、市町村は同条第8項の規定により、「歴史的風致維持向上基本方針⁴¹⁾」に基づき、主務大臣の認定を受けて（「認定歴史的風致維持向上計画⁴²⁾」）、計画事業期間中において、社会資本整備総合交付金をはじめとする各種事業の重点的な支援措置及び法律上の特例措置を講じられるというものである。「歴史まちづくり法」の目的は、「歴史的風致」の維持及び向上を図るための措置を講じることによって、〈個性豊かな地域社会の実現を図り、もって都市の健全な発展及び文化の向上に寄与すること〉であり⁴³⁾、主に執行所管する国土交通省では、平成24年度から提案募集型の委託事業として「歴史的風致維持向上推進等調査」を実施し、また、平成26年3月には『歴史まちづくり法に基づく5年間の取組み成果』を公表している⁴⁴⁾。

(7) 世界文化遺産の管理計画

世界遺産委員会は、『作業指針⁴⁵⁾』の第108節から第118節にかけて管理体系management systemについて言及し⁴⁶⁾、第108節では、世界遺産一覧表へ推薦する資産propertyについて、その顕著な普遍的価値をどのように保存するのかを定めた「管理計画management plan」もしくは、その他の「文書化された管理体系documented management system」を求めている⁴⁷⁾。一方、資産とその保護を巡る状況は極めて多様であること⁴⁸⁾から、管理計画等への記載項目を提示するのではなく、以下のような事項を管理体系に含むべきことを示している⁴⁹⁾。

- a) すべてのステークホルダーにおける資産に対する理解の十二分な共有に関する事項
- b) 計画策定、実施、モニタリング、評価、フィードバックのサイクルに関する事項
- c) パートナーとステークホルダーの関与に関する事項
- d) 必要なりソース⁵⁰⁾の割り当てに関する事項
- e) キャパシティ・ビルディング⁵¹⁾に関する事項
- f) 管理体系の機能に関する責任と透明性のある説明

4. 文化遺産における「計画」の主張

このように、文化財を巡る「計画」の現状は、或る意味、活発であるとも言える。このうち、文化財保護行政において取り組まれる「計画」は歴史文化基本構想を主軸として、その関係を明確化しようとし、また、世界遺産登録推薦の前提となる管理計画 management plan の策定においても、国内的措置における各種計画を基礎としつつ、これらを総括し、推薦資産の管理計画を取りまとめる「包括的保存管理計画⁵²⁾」を作成することとしている。さらに、歴史的風致維持向上計画の策定において、法令上の位置付けは無いものの、歴史文化基本構想における「歴史文化保存活用区域」は重要な整理となるものと言える。一方、近年、地域活性化等の観点から注目され、文化財を構成資産に含むジオパーク Geoparks⁵³⁾ や世界農業資産システム（世界農業遺産：GIAHS）⁵⁴⁾ における計画も、地域と遺産との関係、そして、将来に向けた取組への同様な意思を備えているのは明らかとも言えるが、それぞれの関連性は複雑で不明瞭である。

この度の研究集会の総合討論を通じてパネリストに尋ねた遺跡や文化的景観の「計画」に対する見解は、いわく、地域の人びとが自分たちの暮らしのことが描いてあると実感できること、行動の具体性を高めること、地域における取組が継承されていく仕組みを備えること、計画の立案と実践を支える人材を育成していくこと、いまあるものをどのようにマネジメントしていくのかということ、多くの人びとの関わりの中で作り上げていくこと、地域の人びとが自ら気づき自らを助けていくことできるようにすること……などであり、そうしたことを「計画」プロセスにおいて実践していくことを大切にしたいということであった。また、この報告書で新たにご寄稿いただいた論考においては、実現が実感できる計画、総体としての「土地の広がり」を担保できる計画、歴史的文化的資源に対する意識を深める計画の重要性をはじめとして、計画改訂プロセスにおける経過の多様性や人びとの関わり方と公表の在り方との関わりから生じる計画の使われ方、また、人びとの居住する都市構造と生活・生業・境界性の継承や都市建築の保存活用を通じて都市総体の魅力を高めること、計画の目的を明確にして理念を丹念に築き上げ良好なパートナーシップのもとに実践していくこと、そして、正当性・創造性・人間性のもとに実行力のある計画を創り上げていくことなどに論究された。

こうした「計画」に関する主張は「遺産」という現象に呼応する「計画」という意思であり、経緯万端としても、包括的に語られるべき段階に来ていると言える。

5. 未来へのメッセージとしての「計画」

私たちは、この100年余りの社会の急速な発展を通じて、さまざまな遺産・環境・景観とそれらの保存・保護・保全の諸問題を認識してきた。そして、現在の世界に起こっていることの記述には相当進歩してきたと言える。しかし、「遺産」や「計画」と密接に関わる未来に対する私たちのリアリティはどれほどに進化を遂げてきたのか。

科学技術の進歩が私たちの将来をかたちづくっていくという20世紀的パラダイムでは、すでにアトム⁵⁵⁾ が誕生し、日本万国博覧会⁵⁶⁾ に披露されたような21世紀的未来社会が到来している感じであるが、いまだその実感は無い。一方、スタートレック⁵⁷⁾ で惑星周回軌道上の宇宙船との連絡に使うのは単なる音声通信機であったが、今日、私たちはすでにマルチタスクのビジュアルな携帯型端末で膨大な情報データを蓄積・操作し、複雑なソーシャル・ネットワークを構築するまでに至っている。

そうした未来社会に関する想像には、もう少し気になることがある。たとえば、ヤマト⁵⁸⁾ の物語で赤茶けた地球には「遺産」は微塵も残っていないであろうし、青く蘇った地球にも滅失したままのはずであるが、人類は平和と幸せを取り戻したことになっている。ガンダム⁵⁹⁾ に登場するスペースコロニーの地表には人工的なランドスケープの蓄積しかないはずなのに、人びとはそのことに特段の影響も受けずに暮らしていけるように見える。そこでは、あたかも土地に刻まれてきた文化の「履歴」は、私たちの未来的存在とは無縁であるかのようである。

しかし、いまの私たちの社会におけるパラダイムは、だいぶ違ったところにあるように思われる。

行き詰まる現代社会の行方に関する検討がいまや成長無き定常型社会⁶⁰⁾ への模索にも至りつつある中で、あらゆる場面で引き合いに出されるようになってきた「遺産」は、絶え間無く変貌を遂げていく社会そのものを支え、社会の中であって囲わずとも自ら息衝く、そうした関係への回帰と遷移が進みつつあるように見えるのである。

文化遺産を巡る状況はNARA+20⁶¹⁾ にも描かれているように極めて複雑なものであるが、それは「遺産」と社会、そして、その未来との密接不可分な関係の具体性が明らかになってきたこととも深く関連していると言える。

私たちが、そこに存在する何かを「遺産」と認めるとき、その憑代とするのは社会の未来である。その意味で、「遺産」の未来を描く「計画」は、むしろ社会全体をデザインする視点に立つべきであり、プロセスを通じて私たちが経験する「遺産」の多様な意味を取り込んで未来へのメッセージを育むものであって欲しいと考える⁶²⁾。

【註】

- 1) 参考文献14), p133, 註15)
- 2) たとえば、参考文献10) に示した拙稿中、文化的景観が記念物的にしばしば捉えられたりすること、また、p.p.107-115では時間・空間・生活という切り口で遺産の複層的な捉え方などについて検討を示したが、「遺産」には、依然として過去からの何かそのものに価値があるようにも感じられないか。
- 3) たとえば、日本における経過に見れば、古器舊物、古墳墓、古社寺、保護建造物、史蹟名勝天然記念物、國寶、重要美術品、文化財、あるいは、埋蔵文化財、伝統的建造物群、文化的景観などである。ちなみに、明治末期に三好学が提唱した「天然記念物」などは、今日の「文化的景観」と同様に、一般に馴染みの無かったことが大正8年の帝国議会における史蹟名勝天然記念物保存法の審議記録にも窺うことができる。
- 4) Operational Guidelines for the Implementation of the World Heritage Convention (通称：作業指針／オペレーショナルガイドライン) の第26節に示された世界遺産委員会の現在の戦略目標の5項目のキーワード ('Credibility', 'Conservation', 'Capacity-building', 'Community', 'Communities') の頭文字からの通称。なお、最新版は、<http://whc.unesco.org/en/guidelines/> において参照できる。
- 5) 日本語において、最も広い意味で類語関連表現を拾えば、もくろみ (目論見)・くわだて (企て)・はかりごと (計／図／策／籌／謀／謨)・はからい (計らい)・下拵え・手の内・一計・企図・企画・経画・案・立案・戦略・方策・構想・設計・プラン・プロジェクト・プログラム・ロードマップ……などを挙げるができる。なお、「画」や「略」にもはかりごとの意を含むが、原義は、境界・範囲を定めること、あるいは、その境界・範囲の内・中を治めることである。
- 6) PERT (パート) は、タスクを分析し、ネットワークのチャートやダイアグラムを用いてプロジェクトを効率的に管理するための検討手法で、1958年にアメリカ国防総省のポラリス潜水艦発射弾道ミサイル開発プロジェクトに適用された。経験や勘に頼らず、科学的論理性に基づき、プロジェクト全体の観点からスケジューリングし、コントロールする手法で、プロジェクト進行過程における不確定要因にも有効に対処するイベント指向型の技法である。複雑なプロジェクトにおいて、確立された目標を完遂するための最少時間を特定する点に特徴がある。Program Evaluation and Review Technique の略称で、'P'にはProjectやPerformanceを充てたりもする。CPMはCritical Path Methodの略称で、1957年にProject, Planning and Scheduling Systemとして開発された。CPMは、必要な全タスクの一覧、各タスクにかかる時間、タスク間の依存関係の評価し、時間とコストの問題を線形計画法によって検討し、最適スケジュールを求める検討手法である。
- 7) 参考文献1), p16を参照のこと。ちなみに、「抽象する」とは、「事物または表象の或る側面・性質を抽_(ま)き離して把握する心的作用。その際おのずから他の側面・性質を排除する作用を伴うが、これを捨象という。一般概念は多数の事物・表象間の共通の側面・性質を抽象して構成される。」(『広辞苑』より) などと説明される。
- 8) World Heritage Convention (1972) のArticle5.1には、“to adopt a general policy which aims to give the cultural and natural heritage a function in the life of the community and to integrate the protection of that heritage into comprehensive planning programmes.”とある。
- 9) 現代の国家において、一般的政策の根本は憲法ということになる。日本国憲法においては「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」という第25条の規定のみが、ここで議論する「文化財」や「遺産」に包括的な意味で言及しうるものであり、イタリア共和国憲法 (1957) 第9条が国民固有の権利と恩恵として風景と歴史的芸術的遺産の保護 [参考文献15) p.p.16-17] に触れているような体系とは異なる。一方、これに準じる法律として、個別法の上にあって国家の制度や政策に関する理念や基本方針などを定める各種の基本法がある。「文化財」や「遺産」、あるいはそれらを包摂する「文化」については、文化財保護法の上に位置付く「文化芸術振興基本法」[平成13年12月7日法律第

- 148号] は当然としても、近年、抜本改正も含め数多くの基本法制定の中で条文に明らかなかたちで触れられる趨勢を認めることができるので、その意味ではかなり一般的政策に反映されており、さらにその傾向を強めていると言える。
- 10) 註9) に触れた各種の基本法の多くは、日本国政府が全国的な基本計画や基本的な方針を定め、概ね5年を目途に見直しを図ることを規定している。「文化財」に関する基本的な施策方針としては、文化芸術振興基本法に基づき平成14年12月10日に閣議決定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針」に基づくことになっており、現在は、平成23年2月8日閣議決定の第3次方針が適用されているが、たとえば、観光基本法 [昭和38年6月20日法律第107号] を全部改正して制定された観光立国推進基本法 [平成18年12月20日法律第117号] に基づく「観光立国推進基本計画」(第2次) [平成24年3月30日閣議決定] では、重要な観光資源として、文化財や歴史的風土、自然の風景地、良好な景観などを掲げており、その他最新の基本計画においても、公害対策基本法 [昭和42年8月3日法律第132号] を全部改正して制定された環境基本法 [平成5年11月19日法律第91号] に基づく「環境基本計画」[平成24年4月27日閣議決定] では、特に生物多様性の観点から「自然環境保全地域」、「自然公園」に加えて「天然記念物」や「世界自然遺産」を明示し、これに関連する生物多様性基本法 [平成20年6月6日法律第58号] に基づく「生物多様性国家戦略2012-2020」[平成24年9月28日閣議決定] では、「文化の多様性」と「文化財保護」との密接不可分な関係を重視している。文化的景観に密接に関連する農林水産業に関する各基本法においても、農業基本法 [昭和36年6月12日法律第127号] を全部改正して制定された食料・農業・農村基本法 [平成11年7月16日法律第106号] に基づく「食料・農業・農村基本計画」[平成22年3月30日閣議決定] では「伝統文化」・「食文化」・「地域文化」、森林・林業基本法 [昭和39年7月9日法律第161号] に基づく「森林・林業基本計画」[平成23年7月26日閣議決定] では「文化機能」・「文化財修復資材」、水産基本法 [平成13年6月29日法律第89号] に基づく「水産基本計画」[平成24年3月23日閣議決定] でも「食文化」・「伝統文化」などについて重要な要素として触れている。さらに、海洋基本法 [平成19年4月27日法律第33号] に基づく海洋基本計画 [平成25年4月26日閣議決定] では「水中遺跡」の調査・保存・活用の促進に触れ、また、東日本大震災復興基本法 [平成23年6月24日法律第76号] に基づく東日本大震災からの復興の基本方針 [平成23年7月29日、東日本大震災復興対策本部] では「地域における文化財の役割」や「埋蔵文化財の迅速な調査」、災害対策基本法 [昭和36年11月15日法律第223号] に基づく「防災基本計画」[平成26年1月17日修正、中央防災会議決定] では「文化財の防災」のほかに「災害文化」の継承について触れ、教育基本法 (平成18年12月22日法律第120号) では教育の目標に「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する」とともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」を掲げ、同法に基づく「教育振興基本計画」[平成25年6月14日] では、教育基本法の目指すところのひとつは「我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人の育成」であるとし、「文化」「伝統文化」「文化芸術」などの言葉が全体を覆い尽くしているとしても過言では無い。一方、国土全体の観点からも、国土総合開発法 [昭和25年5月26日法律第205号] を抜本改正した国土形成計画法 [平成17年7月29日法律第89号による] に基づく国土形成計画 (全国計画) [平成20年7月4日閣議決定] においては国土を「ランドスケープ」として捉える観点を各所に明記し、「時代の潮流と国土政策上の課題」として「国民の価値観の変化・多様化」の中で「安全・安心、地球環境、美しさや文化に対する国民意識の高まり」を強調して、基本的な政策として示した7つの柱のうちの2番目に「文化及び観光」を取り上げている。また、これに関連する国土利用計画法 [昭和49年6月25日法律第92号] に基づく国土利用計画 [平成20年7月4日閣議決定] では、「国土利用の基本方針」として「国土の利用は、国土が現在及び将来における国民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の

自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行われなければならない。」として、環境の保全と美しい国土の形成の観点から、歴史的・文化的風土の保存や文化財の保護の重要性が明示されている。こうして概観しただけでも、今日、国の各施策理念の具体的表現としての基本計画に、環境や景観と同様、地域の文化や伝統、遺産に一方ならぬ配慮を巡らせている姿勢が窺われ、包括的な命題のひとつとして表舞台の主役を張りつつあるのではないかとの感じもあるが、或る意味すべての人間活動には文化が関わることからすると当然のこととも考えられる。

- 11) 参考文献3) p.p.75-104: IV「都市の計画」と都市計画。この中で、「都市という総合体は、物的な装置や施設、そして市民や市民生活をも包含している複雑にして膨大なひとつの場である。」として、「場の計画は、現在の状態を、ほっておいて自然に変わってゆくままではなく、意図的に自然のままでない別の状態にしようというものである。自然のままでは現状が変わってゆきそうなのを、押しとどめ保全しようというのも場の計画である。計画がなければそれは保全されないからである。場の計画のためには、先の「作る」計画も「する」計画も合わせて総合的に用いなければならない。これらは幅広く用いられ、「作る」計画の中には、「作らない」計画や「修復」する計画も含むし、「する」計画の中には他人に「させない」計画や他人に「させる」計画を含んでいる。制禦や誘導する計画がそれである。」と述べている(p.87)。
- 12) 参考文献3) で田村は、「都市は生活し、動いていること自体が本質であり目的であるから、完成することはありえない。」(p.95)と述べている。その下りから理解されるのは、その時々(完成する)のはその時々(の個別計画)に基づき組み込まれた(都市の個々の部分)に過ぎないし、それらも、生き続ける都市のダイナミクスの中で常に変化に晒されていくものであるということである。田村はさらに「都市づくり」はむしろ医術に似ている。」として、「病理を解明し、投薬をし、必要な手術を行う。都市は生き物だから、機械の修理のようにはゆかない。そこに生体反応があらわれ、手術は他の部分にも影響を与えるだろう。その中で都市を模型や機械のように扱いはなく、生きたままよりよい健康を与えてゆくのが都市の計画なのである。」(p.96)と述べている。
- 13) たとえば、参考文献4)において、池原(1978)は、造園分野における計画を広義に解釈するために「造園・ランドスケープ計画」の語を用い、「『企画→調査・計画・設計→事業・工事→運営・管理』といった一般的なプロセスのなかで、主導的な役割を担う「計画」の位置づけ、重要性についての確認と認識が十分になされるべきである。「計画」は、一般に対象空間について希求すべき全体的イメージの提案、基本構造的なフレームづくりと内容決定などを主体的な仕事としているが、しかしそのステージの仕事だけの理解では不十分であり、「設計」やディテールデザイン、工事などについても十分な認識、理解がなければ質の高い「計画」は求められないであろう。」として、なかでも休息的・観賞的機能を必要とする空間の計画における(発想の重要性)を示唆し、さらに、計画に先立つ調査と、策定する計画の間の相互関係を緊密にする必要があることを強調して、「調査に対する計画からのフィードバック、点検が十分になされていなければならない」とした。同じく造園分野の観点から、参考文献6)において、鈴木(1985)は、いわゆる「計画の5要素」について、需要と供給との関係から計画の組成を示している。すなわち、需要は計画の「主体」と「目的」から、供給は計画の「対象」と「手段」から成り、そのような計画の組成と策定者組織を以て計画は「構成」されるとし、計画の対象に「もの」〈かね〉〈ひと〉〈しくみ〉〈ところ〉の5つを掲げ、造園計画の場合、最終的にはものの建設・維持・管理を中心としつつも、造園空間を活用・運営していくためにもこれら5つの検討は必要不可欠であるとする。その上で、構想計画、基本計画、実施計画、運用計画の計画における諸段階を通じて、システムズ・アナリシスに基づく作業と手順について説明している。また、参考文献7)において梶(1992)は「計画論」の項に「計画を、物的な結果を描く行為もしくは結果そのものとしてではなく、

そこにいたる意思決定手続き、計画合理性(rationality)の諸側面から、選択の連続としての計画の本質を明らかにしようとする論理体系をいう。(中略)目標と評価基準の選択→手段の選択→実効化という計画決定過程の段階構成は、それ自体論理的ではあるが、計画とは、それが完了する未来の時点から開始されるであろう人間諸活動についての予測にもとづく、いわば仮説的行動体系である以上、このような論理的選択体系に耐えうるような固い目標の選択が可能か否かについては疑問の余地がある。(中略)計画手続きに関するこれらの研究成果は、近年、住民参加論や、複数主体の合意形成システムといったより具体的レベルで急速に関心が高まりつつある。こうした計画に必要な技術から計画そのものの技術への関心の移行はpolicy scienceという新しい領域の確立をもたらすものと期待される。」と述べ、参考文献8)において伊藤(1998)は「景観の計画・設計」の項に「景観計画は、施設や地域、地区を対象に景観のあるべき姿とそれを実現するための方法やプロセスを理論的に提示するものであり、景観設計は、景観計画で定めた景観のあるべき姿を実際の形として実現する作業である。景観計画は、次の二つに大別される。第1は、施設の建設を前提とする場合の「施設の建設によるインパクトが景観をどのように変えるのかについての予測とそれをふまえた施設およびその周辺の景観のコントロール方法の構築」である。第2は、個別の対象ではなく、景観像全体を対象とする場合の「地域、地区の現況景観や景観変化の動向の把握とそれをふまえた景観形成の目標像設定並びにその実現のための方法の構築」である。一方、景観設計においては、構造物の詳細な形状や寸法の設定、素材の選択など、設計対象となる施設や空間の形およびディテールに関する検討が主となる。(中略)景観計画には、上述のように道路や橋梁などの個別施設を扱う場合(「物」の景観計画)と地域、地区の面的広がりを対象とした景観計画(「場」の景観計画)の二つのタイプがある。いずれも、その究極的な目的は、「人間にとって価値のある景観を保護、保全、活用、創造する」ことにある。」と述べている。

- 14) なお、「場の計画」を含め、特にdesignとの観点から遺産について検討した最近の企画には参考文献20)などがある。企画者の前川歩はこの特集趣旨において、遺跡がその本質的意義を発揮するためには、それぞれの特質を現代社会の要素としてデザインすること、コミュニティの中でデザインすることが重要であるとの観点から、地域において遺跡に固有性を付与し孤立させないためのデザインの可能性を強調している。
- 15) たとえば、自然公園法[昭和32年6月1日法律第161号]の「国立公園又は国定公園の保護又は利用のための規制又は事業に関する計画(「公園計画」)」(第7条)、自然環境保全法[昭和47年6月22日法律第85号]の「原生自然環境保全地域に関する保全計画(第15条)」、「自然環境保全地域に関する保全計画(第23条)」、「生態系回復事業計画(第30条の2)」、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律[平成14年7月12日法律第88号]の「当該都道府県知事が行う鳥獣保護事業の実施に関する計画(「鳥獣保護事業計画」)」(第4条)、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律[平成4年6月5日法律第75号]の「保護増殖事業計画(第45条)、自然再生推進法[平成14年12月11日法律第148号]の「自然再生事業の実施に関する計画(「自然再生事業実施計画」)」(第9条)、都市緑地法[昭和48年9月1日法律第72号]の「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(「基本計画」;通称「緑の基本計画」)」(第4条)、森林法[昭和26年6月26日法律第249号]の「全国森林計画(第4条)」、「森林整備保全事業(造林、間伐及び保育並びに林道の開設及び改良の事業並びに森林の造成及び維持に必要な事業で政令で定める者が実施するもの)に関する計画(「森林整備保全事業計画」)」(第4条)、「地域森林計画(第5条)」、「市町村森林整備計画(第10条の5)」、「森林経営計画(第11条)、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法[昭和41年1月13日法律第1号]の「歴史的風土の保存に関する計画(「歴史的風土保存計画」)」(第5条)のほか、景観法[平成16年6月18日法律第110号]の「良好な景観の形成に関する計画(「景観計画」)」(第8条)、「景観農業振興地域整備計画(第55条)、農業振興地域の整備に関する法律[昭和44年7月1日法律第58号]の「農業振興地

- 域整備計画」(第8条)、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律〔平成20年5月23日法律第40号〕の「当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に関する計画(「歴史的風致維持向上計画」)」(第5条)などがある。
- 16) 近年、「遺産」のさまざまな価値を積極的に活用していくために行政施策の連携を深めている農林水産省、国土交通省、環境省が関連して所管している各法律には、「計画」そのもののほか、ステークホルダーとの関係から、パブリックコメント(意見公募手続、意見提出制度等)をはじめ、協定の締結や協議会の設置等に関する規定も備えているものが少なくないが、文化座保護法では、これらに相当する規定も今日的観点から見ると薄い感じであると言える。
- 17) 周知のとおり、現在の文化財保護法〔昭和25年5月30日法律第214号〕は、古器舊物保存方〔明治4年5月23日太政官布告第251号〕の趣旨を引き継いで制定された古社寺保存法〔明治30年6月10日法律第49号〕、そして、それに続く國寶保存法〔昭和4年3月28日法律第17号〕、あるいは、史蹟名勝天然紀念物保存法〔大正8年4月10日法律第44号〕、重要美術品等ノ保存ニ関スル法律〔昭和8年4月1日法律第43号〕の諸制度の対象を包括する新たな法律概念として「文化財」を規定し、これに無形文化財や埋蔵文化財の規定を新たに設け、上記各法律を発展的に継承したものである。
- 18) 文化財保護法第2条に、この法律上の「文化財」として、「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」、「記念物」、「文化的景観」、「伝統的建造物群」の6つの類型を示し、それぞれの特質に応じた保護措置を規定し、なお、関連して、「埋蔵文化財」と「文化財保存技術」の規定を加えている。
- 19) 参考文献11)、17)、20)などを参照のこと。
- 20) 文化財保護法第113条に規定する管理団体。
- 21) 参考文献12) p.p.1,259-1,260; なお、この補助事業は、個人所有者その他法人等については、補助事業者には含めない。
- 22) 参考文献9) II計画編、p.26; なお、ここでは、保存管理計画策定報告書の内容構成の見本として、「1. 沿革と目的」、「2. 当該史跡等の概要」、「3. 保存・管理」(基本方針、構成要素、保存・管理の方法、現状変更等の取扱い方針及び取扱い基準、史跡指定地外の周辺環境を構成する要素の保存管理)、「4. 整備・活用」、「5. 運営及び体制整備」、「6. 今後の課題」という6項目から成る章立てを例示している。
- 23) 都市計画法第8条第1項に定める(都市計画区域内における)「地域地区」制度において、その第15号に「伝統的建造物群保存地区」が掲げられている。
- 24) 平成18年6月付け、文化庁文化財部参事官(建造物担当)の『伝統的建造物群保存地区制度法令集』には、「伝統的建造物群保存地区保存計画(作成例)」として、その内容構成を以下のように例示している。
1. 保存地区の保存に関する基本計画
 - (1) 方針
(沿革、現況の概要及び保存地区の保存に関する基本的な考え方を記入する。保存に関する基本的な考え方とは、伝統的建造物群の特性及びその維持並びに歴史的風致特色及びその維持についての基本的な考え方という。)
 - (2) 内容
 2. ～5. の概要を記入する。
 2. 保存地区内における伝統的建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の決定
 3. 保存地区内における建造物の保存整備計画
 4. 保存地区内における建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる助成措置等
 5. 保存地区の保存のため必要な管理施設及び設備並びに環境の整備計画
- 25) 平成8年12月25日付け庁保建第161号各都道府県教育委員会教育長宛て文化庁文化財保護部長通知「重要文化財(建造物)の活用について」において、文化財保護審議会文化財保護企画特別委員会報告『時代の変化に対応した文化財保護施策の改善充実について』(平成6年7月15日)及び近代の文化遺産の保存・活用に関する調査研究協力者会議報告『近代の文化

- 遺産の保存と活用について〔建造物分科会関係〕』(平成7年10月16日)等に基づき、重要文化財(建造物)の活用方を検討するため平成7年10月24日に「重要文化財(建造物)の活用指針に関する調査研究協力者会議」を設置し、平成8年12月16日に『重要文化財(建造物)の活用に関する基本的な考え方(報告)』を取りまとめたことを通知した。この中に、重要文化財(建造物)の活用計画に係る基準を策定するための具体的な検討を進めること及びすでに活用されており参考となるものについて活用事例集をとりまとめることとしていることを示し、協力が依頼された。
- 26) 参考文献16)
- 27) 『重要文化財(建造物)保存活用計画策定指針』(以下、この項において「指針」)及び「重要文化財(建造物)保存活用標準計画の作成要領」には、その「計画の内容」として、「計画区域の設定」のほか、(1)保存管理計画(現状の確認、部分・部位の設定、保護の方針、管理計画、修理計画)[cf.文化庁文化財部参事官(建造物担当)『文化財保存・管理ハンドブック 建造物編』参照]、(2)環境保全計画(現状の確認、区域及び建造物の区分、保護・保全の方針、防災上の課題と対策)、(3)防災計画(防火・防犯対策、耐震対策、耐風対策、その他災害対策)[cf.平成8年1月17日付け庁保建第41号各都道府県教育委員会教育長宛て文化庁文化財保護部長通知「文化財建造物等の地震時における安全性の確保について」、平成11年4月8日庁保建第149号各都道府県教育委員会教育長宛て文化庁文化財保護部長通知「重要文化財(建造物)耐震診断指針の策定について」、(4)活用計画(基本方針、公開計画、活用基本計画、実施に向けての課題)[cf.平成8年12月25日付け庁保建第161号各都道府県教育委員会教育長宛て文化庁文化財保護部長通知「重要文化財(建造物)の活用について」、(5)保護に係る諸手続(保護に係る諸手続の確認)の項目が示されている。また、「指針」第18項には、「関係行政機関等との調整」の事項を掲げ、「都道府県教育委員会及び市町村教育委員会は、所有者等の求めに応じて指導・助言を行うとともに、以下の事項について関係行政機関等関係者との調整を図る。」として、(1)まちづくり施策と関連する事項(都市計画、地域整備、観光計画、環境保全計画等)、(2)防災に係る事項(消防計画、防火訓練、震災対策、治山・治水計画、消防団・地元住民の協力等)、(3)地域の学習活動と関連する事項(社会教育活動その他の生涯学習活動等)、(4)文化財の保存に係る事項(現状変更等)、(5)地域住民の生活に関わる事項(周辺環境整備等)、(6)その他必要な事項、の6項目を挙げている。
- 28) 同省令第1条第2項に、以下の通り規定されている。
- 文化的景観保存計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 文化的景観の位置及び範囲
 - 二 文化的景観の保存に関する基本方針
 - 三 文化的景観の保存に配慮した土地利用に関する事項
 - 四 文化的景観の整備に関する事項
 - 五 文化的景観を保存するために必要な体制に関する事項
 - 六 文化的景観における重要な構成要素
 - 七 前各号に掲げるもののほか、文化的景観の保存に関し特に必要と認められる事項
- 29) 平成17年4月26日付け17庁財第33号文化財部長通知「文化財保護法の一部改正等に伴う制度の運用方針等について」の「第一 重要文化的景観の選定制度の運用について」における「二 文化的景観保存計画策定に当たっての留意事項」の(一)を参照のこと。
- 30) 註29)の留意事項の中で、〈文化的景観は、法第二条第一項第五号において、「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」として位置付けられていること。文化的景観は、長い間にわたり、人と自然との関わりの中で育まれた景観地で、我が国民の生活や生業の歴史における価値が高いものであり、手つかずの自然環境は対象とならないこと。保存調査においては、このような概念の下で、対象となる文化的景観の調査を行うこと。〉として、〈保存調査においては、「自然」、「歴史」、「生活又は生業」の三つの観点を念頭に置き、「景観単位の区分」、「構成要素の特

定、「景観単位・構成要素の相互の有機関係の把握」、「景観単位・構成要素を地域住民がどのように認知しているかの把握」、「本質的な価値の把握」を実施する必要があること。特に「本質的な価値の把握」においては、前記三つの観点に基づき、調査結果を包括的に分析・総合化する作業が必要であること。とし、さらに（二）において（文化的景観保存計画に記載する文化的景観の位置及び範囲は、調査成果に基づき特定し、地番、図面又は座標により明示すること。）としている。特に留意すべきは、文化的景観保存計画は「選定の申出に係る文化的景観」に係る計画であり、通常その申出は重要文化的景観として選定されるために行うものであるから、「選定の申出に係る文化的景観」は、文化財保護法第134条第1項に規定する“文部科学省令によって定める基準に照らして当該都道府県又は市町村がその保存のため必要な措置を講じている”ものとして、法律の適用対象となることである。この省令で定める基準とは、平成17年3月28日文部科学省令第10号「重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則」第1条によって規定されるものであり、文化的景観保存計画について規定した同条第1項第1号及び同条第2項のほか、同条第1項第2号〔註：景観法等に基づく条例で必要な規制を定めていること〕及び同項第3号〔註：所有者等の氏名等及び住所を把握していること〕の基準をも満たすものとして、計画の対象である文化的景観は把握されることになる。

- 31) 平成13年11月16日付け文化審議会文化財分科会企画調査会『文化財の保存・活用の新たな展開—文化遺産を未来へ生かすために— 審議の報告』の「第3 総合的な視野に立った文化遺産の保存・活用」(p12)において、(1)文化財の周辺環境、(2)文化的景観、(3)近代の文化遺産、(4)総合的な把握、(5)緩やかな保護手法の導入、などを挙げている。このうち、(2)、(3)、(5)については、平成16年の文化財保護法の一部改正によって具体的に措置された。
- 32) <http://www.bunka.go.jp/bunkashingikai/kikaku/h18/houkokusho/pdf/houkokusho.pdf>によって参照できる。この報告は、「関連する文化財とその周辺の環境を一体としてとらえるための方策」と「社会全体で文化財を継承していくための方策」の2つを柱としている。
- 33) 註32)、p9において、「文化財を核として、地域全体を歴史・文化の観点からとらえ、各種施策を統合して歴史・文化を生かした地域づくりを行っていくための地方公共団体の計画策定と、それに対する国の支援の仕組みの構築」が提言され、その具体的方策として、地方公共団体による「歴史文化基本構想」の策定が掲げられた。
- 34) 「歴史文化基本構想」シンポジウムとして企画されたこの報告会は、①平成23年2月5日「地域の歴史文化を紡ぐ～地域の特性を活かしたまちづくりの展望～」(東京会場)、②2月8日「地域力を活かす」(高砂会場)、③2月18日「日本の原風景の保護を語る」(盛岡会場)、④2月26日「歴史と伝統産業を活かしたまちづくり」(金沢会場)、⑤3月13日「広域的に地域文化を捉える」(福岡会場)、⑥市民とともに文化財を育む」(津和野会場)のテーマでの開催を予定し、①から④までは開催されたが、⑤と⑥については、東日本大震災の関係から中止となった。
- 35) 文化庁文化財部(2012):「歴史文化基本構想」策定技術指針;
<http://www.bunka.go.jp/bunkazai/rekishibunka/pdf/guideline.pdf>を参照のこと。なお、この指針を含んだ『「歴史文化基本構想」策定ハンドブック」(文化庁文化財部伝統文化課文化財保護調整室)も以下のURLで公開されている。<http://www.bunka.go.jp/Bunkazai/rekishibunka/pdf/handbook.pdf> また、これらにおいて示されている「歴史文化基本構想」の全体構成は次のとおりである。

〔基本的事項 (a)〕

1. 「歴史文化基本構想」策定の目的・行政上の位置づけ
2. 地域の歴史文化の特徴
3. 文化財把握の方針
4. 文化財の保存・活用の基本的方針

〔選択的事項〕

5. 関連文化財群に関する事項
6. 歴史文化保存活用区域に関する事項
7. 保存活用(管理)計画作成の考え方

(番外：その他、地域の実情に応じた項目)

〔基本的事項 (b)〕

8. 文化財の保存・活用を推進するための体制整備の方針
- 36) 『「歴史文化基本構想」策定ハンドブック』, p2
- 37) 平成23年度「文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業」に始まり、平成24年度「地域の文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業」、平成25年度「文化遺産地域活性化推進事業」、平成26年度「文化遺産を活かした地域活性化事業」に続く事業。補助金交付の目的について平成26年度事業では(我が国の「たから」である地域の多様で豊かな文化遺産を活用した、伝統芸能・伝統行事の公開・後継者養成、古典に親しむ活動など、各地域の実情に応じた特色ある総合的な取組に対して補助金を交付することで、文化振興とともに地域活性化を推進すること)としており、毎年、実状に応じた事業制度設計変更対応が図られている。
- 38) 歴史文化基本構想との関係は平成25年度事業から示され、具体的には、地域の文化遺産を活かした地域活性化に資すると認められる事業として「歴史文化基本構想と並行して行われる地域の文化財の分布に関する悉皆調査」も事業対象として含めたところである。
- 39) 「平成27年度文化遺産を活かした地域活性化事業(文化芸術振興費補助金)募集案内」を参照のこと。平成26年度においては、「文化財総合活用戦略プラン」のひとつとして位置付け、「地域の文化遺産次世代継承事業」及び「世界文化遺産活性化事業」とともに「歴史文化基本構想策定支援事業」の設置が示されている。
- 40) 文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣を主務大臣とする(第38条)法律で、主な所管課は、国土交通省都市局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室、文化庁文化財部伝統文化課文化財保護調整室、農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課である。この「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」における主な用語規定は次のとおり。
(アミ、下線は引用者。)
- 「歴史的風致」：地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境【第一条】
- 「重点区域」：次に掲げる要件に該当する土地の区域【第二条】
- 一 次のイ又はロのいずれかに該当する土地の区域及びその周辺の土地の区域であること。
- イ 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第二十七條第一項、第七十八條第一項又は第九十九條第一項の規定により重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物(以下「重要文化財建造物等」という。)の用に供される土地
- ロ 文化財保護法第百四十四條第一項の規定により選定された重要伝統的建造物群保存地区(以下単に「重要伝統的建造物群保存地区」という。)内の土地
- 二 当該区域において歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要であると認められる土地の区域であること。
- 「歴史的風致維持向上施設」：地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与する公共施設その他の施設【第三条】
- 41) 「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する基本的な方針」[平成20年11月4日制定、平成23年8月30日一部変更]。また、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律運用方針」[平成20年12月25日、平成23年8月30日一部改正]が定められている。
- 42) 認定を申請するための歴史的風致維持向上計画に記載する事項は次のとおり【第五条第2項及び同条第3項】。
1. 当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に関する方針
 2. 重点区域の位置及び区域
 3. 次に掲げる事項のうち、当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上のために必要なもの
イ 文化財の保存又は活用に関する事項
ロ 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項【※註i】

4. 第十二条第一項の規定による歴史的風致形成建造物の指定の方針
 5. 第十二条第一項の規定により指定された歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項
 6. 計画期間
 7. その他主務省令で定める事項〔※註 ii〕
- 〔※註 i〕 第五条第2項第三号ロに掲げる事項には、次のような事項を記載することができる。〔《 》は略註〕
- 一 次のイ又はロのいずれかに該当する歴史上価値の高い農業用水路その他の「農業用排水施設」に関する事項
イ 《土地改良法関係事項》
ロ 《農業振興地域の整備に関する法律関係事項》
 - 二 《公園施設である城跡建物の新設、増設もしくは改築の都市公園法関係事項》
 - 三 《駐車場法に規定する「特定路外駐車場」事項》
 - 四 《都市計画法に規定する「市街化調整区域内」における建築物その他歴史的風致維持向上に寄与する建築物の復原を目的とする開発行為又は建築行為に関する事項》
 - 五 《電線地中化に係る道路法関係事項》
- 〔※註 ii〕 第五条第2項第七号に規定する「その他主務省令で定める事項」は、平成20年10月31日付け文部科学省・農林水産省・国土交通省令第1号「文部科学省・農林水産省・国土交通省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則」に以下のように定められている。
- 一 歴史的風致維持向上計画の名称
 - 二 重点区域の名称
 - 三 重点区域の面積
 - 四 その他主務大臣が必要と認める事項
- 43) 当該法律第1条から、この規定と註40)に引用した「歴史的風致」の法文上の定義から、歴史的風致維持向上計画は都市と市街地に関わる計画であることが明確に理解できる。
 - 44) <http://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/index.html>の「主な施策」欄を参照のこと。「歴史的風致維持向上推進等調査」は〈良好な景観や歴史的街並みの形成における資金面、人材面、技術面等の共通課題に対応した取組の提案を募集し、優れた提案を実施することによって、その成果を全国的に広め、地域における良好な景観の形成や歴史的風致の維持及び向上の取組の推進を図ることを目的とする事業〉で、平成25年度、平成26年度も実施されている。また、『歴史まちづくり法に基づく5年間の取組み成果』では、歴史的風致維持向上計画の認定状況から総括的な分析を示すとともに、さまざまな取組の具体事例を紹介し、特に「歴史まちづくりの推進体制については、計画策定の段階から建設部局と文化財部局が連携して策定が進められることで、計画策定後も事業調整会議等を定期的に開催したり、歴史まちづくりの専門部署が創設されるなど、全庁的な推進体制が構築されているケースが多い。また、市民団体等への活動支援や、認定都市間での情報交換・交流を通じた庁外の連携体制づくりも進んでいる。」として、効果の連鎖や波及効果を生んでいることに触れている。
 - 45) 註4) 参照。
 - 46) 第109節では、管理体系の目的を推薦資産の現在と将来にわたる「効果的な保護」を確実にするためとしている。
 - 47) 第108節では、さまざまなステークホルダーによる参加型の手段を通じて策定されることが望ましいとしている。
 - 48) 「作業指針」第110節。
 - 49) 「作業指針」第111節。
 - 50) ここにいう「リソース」とは、推薦資産の「効果的な保護」を実現するために必要な人的資源human resources、財政的資源financial resourcesのほか、次項目にcapacity-buildingを挙げていることを勘案すると、広義には「効果的な保護」を可能とする材料資源material resources、社会的資源social resources、文化資本cultural capitalなども含むものではないかと考えられる。
 - 51) capacity-buildingとは、目的・目標とする物事を実行する能力を構築することであり、組織や体制の強化という意味で体制整備などとも密接な関連がある。
 - 52) 文化審議会文化財分科会世界文化遺産特別委員会（第11回）〔平成20年5月28日〕の「資料6 包括的保存管理計画策定に関する調査研究（報告）」に示された「世界文化遺産の登録推

- 薦に向けた包括的保存管理計画の策定について（中間報告）概要版〕（平成20年3月、文化庁）などを参照のこと。
http://www.bunka.go.jp/bunkashingikai/sekaibunkaisan/11/pdf/shiryo_6.pdfにおいて参照できる。
- 53) ジオパークについては、Guidelines and Criteria for National Geoparks seeking UNESCO's assistance to join the Global Geoparks Network (GGN) [January 2014; <http://www.global-geopark.org/aboutGGN/Documents/index.htm>に参照]に示されたApplication Form（応募書類の形式）の記載項目において、[A] Identification of the Area、[B] Geological Heritage、[C] Geoconservationとともに、詳細な財政情報を含む[D] Economic Activity & Business Plan〔経済活動とビジネスの計画〕を以下の項目で示すこととなっている。
 1. 当該ジオパークにおける経済活動
 2. 当該ジオパークの既存施設と計画施設（地学教育、ジオツーリズム、観光のための施設など）
 3. 当該ジオパークにおけるジオツーリズムの将来性分析
 4. 下記項目の持続可能な発展のための見通しと施策
- ジオツーリズムと経済 - 地学教育 - 地学遺産
（上記項目ごとに活動を説明して具体例を添える）
 5. 当該ジオパークにおけるコミュニティ・エンパワーメント（参画や協議）のための政策及びその事例
 6. 当該ジオパークにおける公共及びステークホルダー啓発のための政策及びその事例
 - 54) GIAHSの認定申請書雛形Template for GIAHS proposal: Globally Important Agricultural Heritage Systems (GIAHS) Initiative [http://www.fao.org/fileadmin/templates/giahs/PDF/Template_of_GIAHS_proposal_2011.pdf]を見ると、申請書の本体である当該農業資産システムに関する記述6項目（Ⅰ. 当該GIAHSサイトの特徴、Ⅱ. 農業システムのマネジメントに関連したその他の社会的・文化的特徴〔註：任意事項〕、Ⅲ. 歴史的関連性、Ⅳ. 現代的関連性、Ⅴ. 脅威と取組、Ⅵ. 実践的な配慮事項）に加え、「追加要件」としてDynamic Conservation Plan for GIAHS Selected Site〔認定GIAHSサイトのための動態保全計画：通常、Action Plan（実施計画）と呼ばれている。〕について求めており、以下のような事項を記載することとなっている。
 - * GIAHSを振興するために実施している、そして、新たにイニシアティブを構築する活動、政策と経験に関する基本的標準の記述
 - * このシステムの動態保全のため必要と予想される活動（参加型アプローチと地域主導を通じて得られるもの）
 - * これらの活動が申請書に記載された脅威に対して対応する方法
 - * これらの活動がレバレッジ・ファンド〔註：少ない自己資金で多くの資金を得ること、支援金を得ること〕、あるいは、国家の（発展途上国の場合は国際協力による）資金を誘致する方法
 - * 組織的な参画と定着（地元、地方、国家の各レベルにおいて、このイニシアティブに責任を持つか、参画する組織の支援と関与）
 - 55) 〔鉄腕アトム〕戦後日本の巨匠漫画家・手塚治（1928-1989）により昭和27年（1952）から昭和43年にかけて「少年」（光文社）に連載されたストーリー漫画。昭和38年から昭和41年にかけて国産初のテレビアニメとしてフジテレビ系列で放送され、爆発的人気とともにその後の日本のアニメーション文化の発展に著しく貢献した作品。連載開始当初頃の手塚の未来想像記述は、たとえば、1974年に原子力による超小型電子計算機が発明され、1978年に最初の電子脳が発明され、はじめて人間の形をしたロボットに備え付けられたのが1982年、同じころ人造皮膚が開発され、ロボットが人並みのからだになったのが1987年、以降、ロボットが日に日に人間に近づき、科学省では年に5,000体のヒューマノイドを作り出すようになり、学校でも人間とともに勉強するようになって、2003年にはロボットにも法律ができた〔参考文献2〕参照〕……というもので、空を飛ぶなどの7つの特別な力を備えた10万馬力のヒューマノイドであるアトムの誕生を2003年（あるいは2013年）として描いている。
 - 56) Japan World Exposition：77カ国の参加のもと、「人類の進歩

と調和」Progress and Harmony for Mankindをテーマに掲げ、1970年3月14日から9月13日まで大阪府吹田市の千里丘陵で開催された国際博覧会。

- 57) [宇宙大作戦 (スタートレック: Star Trek)] 1966年から1969年にかけてアメリカNBC系列で放送されたSFドラマ。22世紀を舞台として、ワープ航法により恒星間航行を実現し、差別や偏見を克服して人びとは人間性の向上を意志して働く理想社会である地球国家が、銀河系内の他の星系文明とともに築いた惑星連邦のもと、宇宙艦隊所属の巨大宇宙船U.S.S.エンタープライズ号による調査のエピソードをオムニバス形式で構成した。宇宙船内部には人工重力を発生させ、調査対象の惑星へは転送機によって上陸するなど、今日において実現不可能な革新的科学技術が描かれている。
- 58) [宇宙戦艦ヤマト] 昭和49年(1974)に読売・日本テレビ系列で放送され、斬新な人物設定とメカニック・デザイン、人間の愛情や成長をテーマとする物語構成などで、その後のSFアニメの大隆盛をリードした日本テレビアニメ不朽の名作。22世紀末、謎の異星人国家ガミラス帝国からの遊星爆弾による無差別攻撃を受けて、海は蒸発し、放射能汚染が広がる地上に生命は絶え、地下都市に生き延びた人類は、29万6千光年の彼方にあるイスカンダルからの援助により、ワープ航法を可能とする波動エンジンを搭載した宇宙戦艦ヤマトで、1年以内に放射能除去装置・コスモクリーナーDを受け取りにいくために旅立ち、さまざまな艱難辛苦を乗り越えて目的を果たして帰還し、青い地球を取り戻すという成功物語。
- 59) [機動戦士ガンダム / Mobile Suit GUNDAM] 昭和54年(1979)から昭和55年にかけて名古屋テレビほかで放映された日本サンライズ制作、富野喜幸監督のテレビシリーズアニメ。宇宙世紀0079年における戦争を描き、新しい戦闘用ロボット観を普及した作品。全体を通じた設定は巧妙で、たとえば、作品主題でもあるモビルスーツMobile Suitは、レーダーや電波を攪乱し、誘導兵器を無効化するために開発されたミノフスキー粒子散布下においても白兵戦を行えるように開発された機動兵器とされている。このような本作品中に採用されたスペースコロニーSpace Colonyは、アメリカ・プリンストン大学教授であったジェラルド・オニール(Gerard K. O'Neill, 1927-1992)らによって1969年に提唱された宇宙空間の人工居住地のアイデアを導入したもので、そのデザインは1974年にオニールの構想を参照している。直径6km、長さ30kmの円筒型巨大構造物の内側に共住区域を設け、中軸線を中心に回転することで疑似重力を得て、内部に昼夜や気象、季節の変化を含め地球環境を再現するというものである。
- 60) 参考文献18) 広井良則『定常型社会 新しい「豊かさ」の構想』(2001、岩波新書)、岸田一隆『3つの循環と文明論の科学』(2014、エネルギーフォーラム)、水野和夫『資本主義の終焉と歴史の危機』(2014、集英社新書)を引いている。
- 61) 2014年10月22日から24日にかけて開催された《真正性に関する奈良文書(Nara Document on Authenticity) 20周年記念会合》で採択された「Nara + 20: on Heritage Practices, Cultural Values and the Concept of Authenticity」では、主として真正性に関する今日的な検討から、Diversity of heritage processes, Implications of the evolution of cultural values, Involvement of multiple stakeholders, Conflicting claims and interpretations, Role of cultural heritage in sustainable developmentの5つの相互に関連する問題を明らかにし、今後の検討の方向性を示した。
- 62) 段階的政策としては、文化財保護法に文化財保護に関する計画の章を立てて歴史文化基本構想を位置付け、「文化財」を規定する第2条第1項第7号に「第1号から第6号のほか、第○条に規定する歴史文化基本構想において文化財として認定されたもので、保護計画上の観点から欠くことのできないもの(以下、「認定文化財」という。)」としてみたり、さらに社会一般の在り方に踏み込めば、20世紀後半から今世紀にかけての私たちの経験から、環境、景観ということが国民生活に浸透している状況にも鑑みて、憲法の第3章国民の権利と義務の中に「国土における環境、景観、歴史文化を良好に保護し、享受することは、国民の基本的な権利であり、義務である。」くらいの条文を明記したりしてもよいと思う。

【参考文献】

- 1) 加藤昭吉(1965)『計画の科学 どこでも使えるPERT・CPM』:ブルーバックス、B-35、講談社、203pp
- 2) 手塚治(1975):鉄腕アトム:第1巻、朝日ソノラマ、218pp
- 3) 田村明(1977):『都市を計画する』:現代都市政策叢書、岩波書店、303pp
- 4) 池原謙一郎(1978):第2編計画 第1章計画 1.1造園・ランドスケープ計画 ~ 1.2計画基礎 1.2.2空間計画:日本造園学会・編『造園ハンドブック』:技法堂出版、p.p.97-105
- 5) 山平松夫・編(1981):スタートレック大研究 I:TOWN MOOOK増刊、スーパービジュアル⑥、徳間書店、130pp
- 6) 鈴木忠義(1985):計画:東京農業大学農学部造園学科造園用語辞典編集委員会・編、『造園用語辞典』、p165-166、彰国社(※この項目については、2002年の第二版、2011年の第三版においても同じ内容が掲載されている。)
- 7) 梶秀樹(1992):計画論:山田学・川瀬光一・梶秀樹・星野芳久『現代都市計画事典』所収、p.p.56-57、彰国社
- 8) 伊藤登(1998):景観の計画・設計:篠原修・編、景観デザイン研究会・編『景観用語辞典』所収、p.p.80-83、彰国社(※この項目については、2007年の改訂増補版においても同じ内容が掲載されている。)
- 9) 文化庁文化財部記念物課・監修(2005):『史跡等整備のてびき —保存と活用のために—』:I 総説編・資料編(第3章史跡等整備の理念とその実現/第4節 計画・設計の原則と方向性)、p.p.81-95;II 計画編、265pp、同成社
- 10) 奈良文化財研究所文化遺産部景観研究室・編(2009):『文化的景観研究会(第1回)報告書 文化的景観とは何か? —その輪郭と多様性をめぐって—』、154pp
- 11) 奈良文化財研究所文化遺産部遺跡整備研究室・編(2011):『地域における遺跡の総合的マネジメント —平成22年度 遺跡整備・活用研究会(第5回)報告書—』、138pp
- 12) 平澤毅(2012):記念物の保存管理計画 —特に名勝について—:奈良文化財研究所・編『文化財論叢Ⅳ』、p.p.1.257-1.292
- 13) 奈良文化財研究所文化遺産部遺跡整備研究室・編(2012):『自然的文化財のマネジメント —平成23年度 遺跡等マネジメント研究会(第1回)報告書—』、160pp
- 14) 奈良文化財研究所文化遺産部遺跡整備研究室・編(2012):『パブリックな存在としての遺跡・遺産 —平成24年度 遺跡等マネジメント研究会(第2回)報告書—』、218pp
- 15) 宮脇勝(2013):『ランドスケープと都市デザイン —風景計画のこれから—』:142pp、朝倉書店
- 16) 下間久美子(2014):重要文化財(建造物)保存活用計画の策定について:月刊文化財、第607号(平成26年4月号)、p.p.38-45、第一法規
- 17) 平澤毅(2014):公園に生きる歴史文化資産:公園緑地、第75巻第4号、p.p.5-9
- 18) 山崎正和(2014):定常型社会:読売新聞、2014年(平成26年)10月26日、朝刊、「地球を読む」(第1面及び第2面)
- 19) 日本遺跡学会・編(2014):『遺跡学の宇宙 戦後黎明期を築いた十三人の記録』、231pp
- 20) 日本遺跡学会編集委員会・編(2014):特集2「遺跡とデザイン」:遺跡学研究、第11号、p.p.37-109

Abstract: Both the heritage as phenomenon and the planning as intention are directed the future. They are also very closely related to the “history” of culture. That is the culture which consists from the aggregate, the records and/or narrative descriptions of past events. The planning should be intention and be about arrangement, map, drawing and money, in order to achieve something. Planning is also a guideline for our action which is discussed and analyzed a particular event abstracted from the ‘relationship network’ surrounding us on the ‘time axis’. On the other hand, the heritage planning does not have the end comprehensively. This is because the object of heritage paradigm always may be under changes with the times and society. The heritage planning should not be only for improving the current situation with a variety of problems, but we will also sublimate it to the social planning with all stakeholders, which should be the message for the future community.